

令和 7 年 10 月 21 日
 教育委員会事務局
 教育人事・指導課
 済美教育センター教育相談担当

令和 6 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11 月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年 3 月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告します。

1 いじめについて（4 月 1 日～3 月 31 日）

年度	小学校			中学校			合計		
	認知 学校数 (認知率)	認知 件数 (件)	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)
2 年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.2%)	20 (87.0%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)
3 年度	40 (100%)	1,704	1,543 (90.6%)	19 (82.6%)	132	121 (91.7%)	59 (93.7%)	1,836	1,664 (90.6%)
4 年度	40 (100%)	1,999	1,874 (93.7%)	20 (86.9%)	151	126 (83.4%)	59 (93.7%)	2,150	2,000 (93.0%)
5 年度	40 (100%)	2,178	1,997 (91.7%)	22 (95.7%)	179	149 (83.2%)	62 (98.4%)	2,357	2,146 (91.0%)
6 年度	40 (100%)	2,834	2,496 (88.0%)	23 (100%)	317	262 (82.6%)	63 (100%)	3,151	2,758 (87.5%)

【主な特徴】

- ・いじめの認知件数は、過去 5 年間増加傾向にある。また、全杉並区立学校でいじめの認知があり、学校の認知率は 100%に達し、いじめの定義に基づいた適切な認知が進んでいる。
- ・杉並区立学校におけるいじめ解消率は過去 5 年間いずれの年も 90%前後を推移しており、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における公立小・中学校のいじめ問題解消率の令和 5 年度全国平均 77.5%を上回るものであるが、各学校は、年度をまたぐいじめ案件について、次年度へ確実に引き継ぐ等、組織的な対応を行う必要がある。

【今後の主な対応】

- ・小学校第 4 学年・中学校第 1 学年を対象とした弁護士と連携した特別授業を実施するとともに、授業の視察を通して好事例を集めながら、その普及及び授業改善に生かす。
- ・「学校いじめ対策委員会」でのいじめに関わる組織的な対応を継続的に記録できる様式を区立学校に提供し、これまで以上に学校の対応力、組織力を高め、学校ごとのいじめの早期対応等に係る取組が充実するよう支援する。
- ・教育委員会では、区立学校校長や生活指導主任だけでなく、職層別に全教職員を対象としたいじめに関する研修会を実施し、改訂した「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の理解、啓発に資する取組を行う。

2 不登校について（4月1日～3月31日）

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)
2年度	40 (100%)	219 (1.04%)	23 (100%)	339 (5.23%)	63 (100%)	558 (2.02%)
3年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)
5年度	40 (100%)	502 (2.26%)	23 (100%)	605 (8.9%)	63 (100%)	1,107 (3.82%)
6年度	40 (100%)	494 (2.20%)	23 (100%)	540 (7.79%)	63 (100%)	1,034 (3.52%)

〈出現率は、不登校者数÷在籍者数×100で計算を行った。〉

【主な特徴】

- すべての区立学校で不登校児童・生徒が存在する。
- 不登校児童・生徒の割合（出現率）の過去5年間の変化を見ると、令和2年度から令和5年度にかけては小学校・中学校ともに増加の一途であった。さらに各年とも前年度と比較した場合の出現率の差は年を追うごとに増加しており、令和5年度まで加速度的な出現率の増加が見られた。他方、令和6年度においては、小学校・中学校ともに5年間続いた増加傾向がなくなり、僅かではあるが実数・割合ともに減少している。
- 不登校者数が減少に転じた要因は、以下の二点であると考える。
 - ① 全校校内別室を設置し、児童・生徒の居場所づくりを進め、登校意欲につなげることができた。
 - ② スクールソーシャルワーカー（SSW）を4校に配置し、SSWによる個に応じた支援を行うことにより、不登校傾向にある生徒への早期支援を行えた。

【今後の主な対応】

- スクールソーシャルワーカーの学校配置を拡充し、早期発見・早期対応に向けた組織的な教育相談体制の充実に努める。
- 校内別室指導について定期的に利用状況を把握し、校内別室指導の有効活用に向けた支援を行う。
- 高井戸チャレンジクラス（TCC）の教育課程の充実にに向けた支援を行う。
- 不登校児童・生徒の学びやかかわりの場である東京都教育委員会バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について内容の検証を行い、今後の方向性について検討する。
- 既存の教育相談事業の目的や役割等を見直し、不登校児童・生徒の個に応じた支援の充実に図る。